



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課） ..... 1
- 漁業災害補償法に基づく加入区及び漁業の区分の設定の変更（水産課） ..... 2
- おきなわ工芸の杜の利用料金の承認（ものづくり振興課） ..... 3
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） ..... 6
- 公共測量の中止の通知（道路管理課） ..... 6

### 公 告

- 宅地建物取引業者に対する免許の取消し（建築指導課） ..... 6
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） ..... 7
- 特定調達契約に係る落札者の決定（教育庁教育支援課） ..... 7

### 病院事業局事項

- 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局職員の特殊勤務手当の特例に関する規程の一部を改正する規程 ..... 7
- 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局会計年度任用職員の特例に関する規程の一部を改正する訓令 ..... 8

### 人事委員会事項

- 沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 ..... 8

## 告 示

### 沖縄県告示第254号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり金武町土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和4年6月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	伊芸勉	金武町字金武688番地
理事	宜野座広明	金武町字金武635番地
理事	平川宗文	金武町字金武4052番地 6
理事	宜野座武	金武町字金武402番地
理事	嘉数昇	金武町字金武24番地 3
理事	當山順昌	金武町字金武1017番地
理事	伊芸政男	金武町字屋嘉2306番地
理事	宮城建英	金武町字屋嘉20番地

理事	金城喬太	金武町字屋嘉2358番地K-5号室
理事	山城和徳	金武町字伊芸741番地1
監事	伊芸邦雄	金武町字金武719番地2
監事	仲間和男	金武町字金武868番地2F
監事	宮里安秀	金武町字金武117番地1

任期 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	仲田孝順	金武町字金武5425番地
理事	島本弘保	金武町字屋嘉198番地2
理事	平川宗文	金武町字金武4052番地6
理事	宜野座広明	金武町字金武635番地
理事	吉野久一	金武町字屋嘉94番地
理事	當山順昌	金武町字金武1017番地
理事	宜野座武	金武町字金武402番地
理事	嘉数昇	金武町字金武24番地3
理事	前田浩二	金武町字屋嘉184番地
監事	仲田重雄	金武町字金武5554番地
監事	仲田實	金武町字金武884番地
監事	伊芸康	金武町字屋嘉2626番地

沖縄県告示第255号

平成26年沖縄県告示第659号（漁業災害補償法に基づく加入区及び漁業の区分の設定）の一部を次のとおり変更する。

令和4年6月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

変更前

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
伊江加入区	伊江漁業協同組合の地区	1 主として底はえ縄漁業 （総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として底はえ縄漁業） 2 主として敷網漁業 （総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として敷網漁業） 3 主として一本釣漁業 （総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として一本釣漁業） 4 主としてソデイカ旗流し漁業 （総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業） 5 小型まぐろ漁業

	(総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して行うまぐろはえ縄漁業)
--	--------------------------------------

変更後

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
伊江加入区	伊江漁業協同組合の地区	1 主として底はえ縄漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として底はえ縄漁業) 2 主として敷網漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として敷網漁業) 3 主として一本釣漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として一本釣漁業) 4 主としてそでいか旗流し漁業 (総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてそでいか旗流し漁業) 5 小型まぐろ漁業 (総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して行うまぐろはえ縄漁業) 6 主としてまぐろ一本釣漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろ一本釣漁業)

沖縄県告示第256号

おきなわ工芸の杜もりの設置及び管理に関する条例（令和3年沖縄県条例第30号）第15条第3項の規定により、次のとおりおきなわ工芸の杜の利用料金を承認した。

令和4年6月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 おきなわ工芸の杜
- 2 指定管理者 おきなわ工芸の杜共同企業体  
 代表者 株式会社沖縄TLO 西原町字千原1番地琉球大学産学官連携推進機構内  
 株式会社沖縄ダイケン 那覇市おもろまち1丁目1番12号
- 3 利用料金の適用年月日 令和4年4月1日
- 4 利用料金の額
  - (1) 施設利用料金

区分		単位	利用料金の額
貸し工房		1平方メートル1月につき	450円
共同工房	織物	主室	1時間につき 1,580円
		染色室	1時間につき 1,420円
		糸くくりスペース	1区画1日につき 950円
	染物	主室	1時間につき 1,810円
		反物張りスペース	1区画1日につき 950円
		のり置き作業スペース	1区画1日につき 370円
		紗張り室 <small>しや</small>	1時間につき 80円
洗い場		1時間につき	990円

	漆芸	素地室及び下地・加飾室	1時間につき	1,300円
		上塗り室	1時間につき	170円
	木工・さんしん	仕上室	1時間につき	3,080円
		組立室	1時間につき	310円
		塗装室	1時間につき	290円
	金細工	主室	1時間につき	960円
	工芸縫製	主室	1時間につき	1,190円
体験工房	1号室（ガラス）		1平方メートル1月につき	1,060円
	2号室（陶芸）		1平方メートル1月につき	700円
	3号室（織物・染物）		1平方メートル1月につき	720円
	4号室（その他）		1平方メートル1月につき	470円
多目的室	1号室	工芸産業に関連する催物に利用する場合	1室半日につき	1,120円
		その他の催物に利用する場合	1室半日につき	2,240円
	2号室	工芸産業に関連する催物に利用する場合	1室半日につき	1,250円
		その他の催物に利用する場合	1室半日につき	2,500円
	3号室	工芸産業に関連する催物に利用する場合	1室半日につき	1,280円
		その他の催物に利用する場合	1室半日につき	2,560円
エントランスホール	工芸産業に関連する催物に利用する場合		1日につき	7,900円
	その他の催物に利用する場合		1日につき	15,800円
企画展示室	工芸産業に関連する催物に利用する場合		1日につき	4,350円
	その他の催物に利用する場合		1日につき	8,700円

(2) 附属設備利用料金

種別	品名	単位	利用料金の額
舞台設備	演台	1台	320円
	プロジェクター	一式	550円
	スクリーン	1台	110円
	ホワイトボード	1台	70円
音響設備	ワイヤレスマイク	1本	320円
	ワイヤレスピンマイク	1本	320円

(3) 機械器具利用料金

区分	品名	単位	利用料金の額
織物	織機（大）	一式1時間につき	30円
	織機（中）	一式1時間につき	30円
	織機（小）	一式1時間につき	30円
	電動たて糸巻取り機	一式1時間につき	60円
	手動たて糸巻取り機	一式1時間につき	50円
	合燃機 <small>ねん</small>	一式1時間につき	60円
	鋳物ガスコンロ	一式1時間につき	120円
	糸乾燥機	一式1時間につき	290円
	繰り返し機	一式1時間につき	120円
	かせ揚げ機	一式1時間につき	160円
	遠心分離脱水機	一式1時間につき	60円
染物	粉碎機	一式1時間につき	70円
織物・染物	蒸し器	一式1時間につき	550円
	自動染色機	一式1時間につき	920円
漆芸	推錦餅ローラー <small>つい</small>	一式1時間につき	50円
	漆乾燥機	一式1時間につき	90円
	木工ろくろ	一式1時間につき	260円
	振とう機	一式1時間につき	40円
	播潰機 <small>らいかい</small>	一式1時間につき	60円
	粉碎機	一式1時間につき	80円
	研磨台	一式1時間につき	110円
木工・さんしん	丸のこ昇降盤	一式1時間につき	300円
	かんな盤	一式1時間につき	370円
	小型かんな盤	一式1時間につき	280円
	糸のこ盤	一式1時間につき	30円
	帯のこ盤	一式1時間につき	320円
	研磨機	一式1時間につき	160円
	角のみ盤	一式1時間につき	60円
	木材乾燥庫	一式1時間につき	590円
	コンプレッサー	一式1時間につき	90円
	旋盤	一式1時間につき	290円
	フラッシュプレス	一式1時間につき	140円

金細工	鋳造機	一式1時間につき	140円
	帯のこ盤	一式1時間につき	90円
	研磨機	一式1時間につき	200円
	プレス機	一式1時間につき	100円
工芸縫製	バンドマシン	一式1時間につき	370円
	革加工機	一式1時間につき	210円
	腕ミシン及び平ミシン	一式1時間につき	100円
	上下送りミシン	一式1時間につき	60円
	ボストンミシン	一式1時間につき	60円
	工業用アイロン	一式1時間につき	50円

備考

- 1 利用料金の額が時間を単位として定められている場合において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間を1時間として計算する。
- 2 利用料金の額が1月単位で定められている場合において、その月の利用の期間が1月に満たないときは、日割計算によるものとする。この場合においては、利用料金の額の月額を30で除して得た額に、その月における利用日数を乗じて計算する。
- 3 利用料金の額が面積を単位として定められている場合において、利用する面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。
- 4 附属設備利用料金の額は、1回ごとの額とする。ただし、長時間連続して利用する場合は、4時間ごとに1回の使用とみなす。

沖縄県告示第257号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局北部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年6月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 恩納村字谷茶から字前兼久まで
- 2 公共測量を実施する期間 令和4年5月26日から令和5年1月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第258号

令和3年3月26日沖縄県告示第165号で告示した公共測量の実施について、国土交通省国土地理院長から中止した旨の通知があった。

令和4年6月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

公 告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条の規定により、同法第3条第1項の規定による免許を次のとおり取り消した。

令和4年6月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 宅地建物取引業者の商号及び代表者氏名 有限会社メイクホーム沖縄 喜舎場宗広
- 2 事務所の所在地 八重瀬町字伊覇249番地
- 3 免許年月日及び免許証番号 平成29年4月20日 沖縄県知事(6)第002896号
- 4 免許の取消し年月日 令和4年6月8日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年6月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年3月4日 沖縄県指令土第161号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根西原40番4及び40番11
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字高嶺446番地52豊見城団地市改良住宅C-607号 赤嶺順次
- 5 検査済証番号 令和4年6月14日 第4810号
- 6 工事完了年月日 令和4年5月28日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和4年6月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 校務用コンピュータ及びアプリケーションソフトの賃貸借(設置及び設定業務を含む。) 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県教育庁教育支援課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和4年5月24日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社創和ビジネス・マシズ 代表取締役社長 山田義見 那覇市泉崎2丁目23番2号
- 5 落札金額 255,567,840円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和4年4月12日

## 病院事業局事項

### 沖縄県病院事業局管理規程第12号

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局職員の特殊勤務手当の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年6月28日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

### 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局職員の特殊勤務手当の特例に関する規程の一部を改正する規程

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局職員の特殊勤務手当の特例に関する規程(令和2年沖縄県病院事業局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

附則中第2項を削り、第3項を第2項とする。

#### 附 則

この規程は、令和4年6月28日から施行する。

**沖縄県病院事業局訓令第8号**

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局会計年度任用職員の特殊勤務手当の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年6月28日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

**新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局会計年度任用職員の特殊勤務手当の特例に関する規程の一部を改正する訓令**

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局会計年度任用職員の特殊勤務手当の特例に関する規程（令和2年沖縄県病院事業局訓令第8号）の一部を次のように改正する。

附則中第2項を削り、第3項を第2項とする。

**附 則**

この訓令は、令和4年6月28日から施行する。

**人事委員会事項**

沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月28日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

**沖縄県人事委員会規則第15号**

**沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則**

沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年沖縄県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団」を「公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 一般社団法人沖縄伝統空手道振興会」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

<p>発行所          沖 縄 県 総 務 部          総務私学課          電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 ドリーム印刷          〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
---	---